



動物用医薬品

承認指令書番号 25動薬第36号

有機リン系殺虫剤

劇薬

ネグホン[®]

2016年12月改訂

貯法

室温保存

【成分及び分量】

| | |
|------|----------------------------|
| 品名 | ネグホン |
| 有効成分 | トリクロロホン |
| 含量 | 本品100g中、トリクロロホン97.0gを含有する。 |

【効能又は効果】

- (1)家畜及び家禽の外部寄生虫の駆除
 牛：マダニ、シラミ、サシバエ、ノサシバエ
 豚：シラミ
 鶏：ワクモ、トリサシダニ、ハジラミ
 犬：ノミ、シラミ
- (2)畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫（ハエ・カの成虫及び幼虫、ワクモ、サシバエ成虫）の駆除

【用法及び用量】

- (1)外部寄生虫の寄生の甚しい家畜・家禽に対し、トリクロロホンとして0.1～0.5%となる水希釈液を直接噴霧する。
 休業期間：本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷を行わないこと。
 牛：14日間、豚：2日間、鶏：20日間
- (2)畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の発生又は生息する場所に、目的に応じて水で希釈して使用する。
 ハエ・カ・サシバエ成虫、ワクモ：トリクロロホンとして0.5%となる水希釈液を、適宜虫体に直接噴霧するか、又は1m²につき50mLを残留噴霧する。
 ハエ幼虫（ウジ）：トリクロロホンとして0.05%となる水希釈液を1m²につき2L幼虫の発生する場所に散布する。
 カ幼虫（ホウフラ）：発生場所の水量1m²につきトリクロロホンとして3gを、適宜水で希釈して散布する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は動物用医薬品であり、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤投与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷を行わないこと。
牛：14日間、豚：2日間、鶏：20日間
- 本剤は獣医師の指導の下で使用すること。

(使用者に対する注意)

- 本剤の有効成分であるトリクロロホンに対する過敏反応の既往歴がある人は、本剤に触れないようにすること。
- 人に対して使用しないこと。本剤は有機リン系殺虫剤であり、誤用により死に至る可能性がある。
- 使用に際しては、防護具〔保護手袋（使い捨ての殺虫剤の取り扱いに適した手袋）、保護作業着（長袖、長ズボン、長靴、防水エプロン等）及びゴーグル〕を必ず着用すること。
- 特に、畜・鶏舎内で散布する際には、防塵マスク（微細粉塵や霧状粒子を防げられるもの）を使用すること。

(対象動物に関する注意)

- 幼若及び病中、回復期の動物並びに産前・産後の動物に対する本剤の使用を避けること。
- 本剤は出産前後2週間以内の牛及び搾乳牛には使用しないこと。
- コリンエステラーゼ阻害作用があるので1週間以内に反復使用しないこと。

(取扱い及び廃棄に関する注意)

- 手袋、マスク等により防護していない人がいる場合は、散布を行わないこと。
- 本剤は、換気の良い場所で使用すること。
- 風に向かって散布しないこと。
- 散布（噴霧）に当たっては、かけむらのないよう散布（噴霧）すること。
- 本剤は有機リン系殺虫剤であり、魚、水棲生物、蜜蜂及び鳥類に毒性がある。
- 水系環境において、長期にわたる有害な影響を及ぼす可能性があるため乱用を避けること。
- 本剤は魚や水棲生物に悪影響を及ぼす可能性があるため、直接河川、湖沼、海域又は養殖池に流入させないこと。
- 蜜蜂、蚕（桑）に被害を及ぼすおそれのあるところでは使用しないこと。
- 小分けしたり、水で希釈するときは、食品用の容器等、誤用のおそれのあるものを使用しないこと。

- 希釈に当たっては、初め少量の水でよく練ってから残量の水を加えて溶液とすること。この際、直接手指でかき混ぜるようなことはしないこと。また、アルカリ性の下では分解しやすいので、石鹼液等の混入を防ぐこと。
- 希釈した液は不安定なので、その都度必要量を調製し、また、直接、日光の下には放置しないこと。
- 家畜・家禽の飼料、飼料箱、飲水、飲水器、搾乳機械、卵等はあらかじめ他へ移すか、あるいは格納するなどの措置を施し、薬剤がかからないようにすること。採卵後又は給餌前に散布（噴霧）すること。
- 金属面にはサビを生じるおそれがあるので注意すること。
- 希釈又は散布（噴霧）に用いた器材は、石鹼水でよく洗い、特に噴霧器はよく手入れしておくこと。
- 本剤は劇薬であるので、取り扱いには十分注意し、他の医薬品、食品、飼料等と区別し、小児の手の届かない乾燥した冷暗所に保管すること。
- 使用後、残った薬剤は必ず保管場所に戻し、容器は封をしておくこと。
- 本剤の容器に、人または動物が使用する飲用水、食品、飼料、物品等を保管しないこと。
- 未使用や残った本剤又はその他の廃棄物（使用済みの容器等）は、地方公共団体条例等に従って廃棄すること。
- 使用済みの空容器等は、再利用しないこと。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- アレルギー体質等で刺激を感じた場合には直ちに使用を中止すること。
 - 万一、身体に異常を来した場合や誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに有機リン系の殺虫剤を使用した旨を医師に申し出て診察を受けること。
 - 使用中には、本剤を吸い込まないように注意すること。
 - 誤って飲み込まないように注意すること。
 - 本剤使用中は、飲食又は喫煙をしないこと。
 - 手袋等を着用し、できるだけ身体の露出部を少なくして目、皮膚、口及び衣服に付着しないようにすること。
 - 使用中、誤って皮膚に付着したときは、石鹼水でよく洗うこと。また、目や口に入った場合は、直ちに水で十分に洗い流すこと。
 - 使用後は、石鹼水で手をよく洗い、十分にうがいすること。また、皮膚、顔等に薬剤が付着した場合には、石鹼水でよく洗うこと。使用中に着用した衣類はすぐに着替えること。
 - 本剤を使用した動物又は場所に小児が触れないようにすること。
- (対象動物に関する注意)
- 畜・鶏舎内の衛生害虫の駆除に用いる時は薬剤が畜・鶏体に直接かからないようにすること。
 - 本剤の使用により産卵率が低下することがある。
 - 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

薬剤使用量の目安（直接噴霧する場合）

| 対象動物 | 牛 | 豚 | 鶏 |
|------|------|------|--------|
| 量 | 3L/頭 | 1L/頭 | 50mL/羽 |

〔トリクロロホンとして0.1～0.5%（製品として1000～200倍）となる水希釈液として〕

【製品情報お問い合わせ先】

バイエル薬品株式会社 動物用薬品事業部
 〒100-8265 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル
 お問い合わせ先メールアドレス：bayer-ah.jp@bayer.com

®はドイツ・バイエル社登録商標

【製造販売元】

バイエル薬品株式会社

動物用薬品事業部
 東京都千代田区丸の内1-6-5
 www.bayer-ah.jp

Bayer

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。